# 令和８年度第３回国分寺市下水道使用料審議会　議事録

日時：令和８年 10 月２日　14 時 00 分～16 時 00 分
場所：国分寺市役所 502 会議室
出席者：委員（二ツ山、山田、山中、鈴木、
栗田、黒澤、沢柳）
事務局（松下、竹上、岩垂、
野田、海上（記））
傍聴者４名
欠席者：林委員

## 【要点記録】

（１）事務局より第２回審議会の振り返りとして要旨の説明を行った。
また、第２回の確認事項として流域下水道維持管理負担金における
汚水分と雨水分の割合について以下のとおり提示した。
Ｒ６年度は汚水分 75%、雨水分 25%、Ｒ７年度は汚水分 85%、雨水分 15%の
実績値となっている。
割合は該当年度の降雨量により変動するが、おおむね汚水分 75～85%、雨水分
15～25%で推移している。

（２）事務局より下水道使用料の改定について説明を行った。
はじめに第２回の確認事項として他市の下水道使用料改定の動向を提示した。
東京都 26 市において、流域下水道維持管理負担金の単価改定を主な要因として
下水道使用料改定を検討（議決済み含む）している市が半数以上となることを
明示した。
次に当市の下水道使用料改定案として３つの案を提示した。
いずれも適用期間であるＲ10～Ｒ14 年度の平均経費回収率 100%以上を確保
する改定案ではあるが、事務局の意向としてＲ２～Ｒ７年度の平均経費回収率
110%への復帰を可能とする改定案②を第一候補と位置付けている旨を説明し、
改定案の妥当性について審議に諮った。

（委員質問）
① 本日の審議会の到達点について確認したい。
② 改定案の算出にあたり流域下水道維持管理負担金の汚水分、雨水分の
想定割合はどうなっているか。

（事務局回答）

① 別紙資料「令和８年度第３回国分寺市下水道使用料審議会」（以下、「第３回配布資料」とする）にて提示している、事務局が第一候補としている改定案②についての承認を得ることが理想の到達点と考えている。
ただし、提示している案以外に検討が必要と判断される場合や、審議にあたり追加資料の要望があれば次回までに用意して継続審議という形になると考えている。

② 汚水分 70%、雨水分 30%として想定している。

（委員質問）

③ 汚水分の支出の詳細はどのようになっているのか。

④ 別紙「令和８年度第２回国分寺市下水道使用料審議会資料」（以下、「第２回配布資料」とする。）34 頁において、Ｒ８年度以降に経常収支比率と比較して経費回収率が顕著に下がっているのはなぜか。

（事務局回答）

③ 第４回審議会にて情報を提供する。

④ Ｒ８年度より東京都による流域下水道維持管理負担金の単価改定が行われたことが主な要因である。
また、経費回収率は算出の対象となる収益が下水道使用料のみである一方で、経常収支比率は他会計負担金等も算出の対象となる。
他会計負担金については現状を踏まえて、Ｒ９年度以降は毎年度 50,000 千円の増額を見込んでいる。
そのため経費回収率と経常収支比率は異なる動きとなる。

（委員意見）

⑤ 処理場の稼働に要する費用等については汚水私費、雨水公費を明確に区分せず、汚水分も幾分かは公費で賄ってほしい。

（委員質問）

⑥ 流域下水道維持管理負担金の単価には汚水分も雨水分も含まれている認識でよいか。
雨水分は下水道使用料の改定に反映されず、公費で賄われる認識でよいか。

（事務局回答）

⑥ どちらの認識も相違ない。

（委員意見・質問）

⑦　水道・下水道は誰もが利用する必要不可欠なインフラであり、節約には限界があるため、使用料改定は致し方ないが改定率を抑えてほしい。

⑧　下水道使用料の減免制度はあるか。

⑨　水道料金の改定の予定はあるか。

⑩　改定案の３案は経費回収率の回復を目指して改定率が設定されているが、各案の改定率が試算された背景が知りたい。

（事務局回答）

⑧　生活関連 23 業種に従事していて条件を満たす方、生活保護受給者、特別児童扶養手当の受給者が減免の対象となる。
なお、今回については減免制度を改定の対象としていない。

⑨　水道料金改定については、都の所管であり情報を持ち合わせていない。

⑩　適用期間の平均経費回収率の目標値を設定し、その数値を達成可能な改定率で試算している。
各案の平均経費回収率は従来の平均値や、直近の実績値を目標として設定している。

（委員質問）

⑪　下水道使用料収入の見込みは人口の増減を加味して試算されているのか。

（事務局回答）

⑪　改定適用期間は人口微増を加味して試算している。

（委員質問）

⑫　経費回収率の試算にあたり流域下水道維持管理負担金の汚水分、雨水分の割合の設定は従来と同じ認識でよいか。

（事務局回答）

⑫　過去の割合実績から設定しているため従来から大きな変動はない。

（委員質問）

⑬　第３回配布資料 12～14 頁の他市の動向について、各市で使用料等が大きく異なるのはなぜか。
汚水処理の費用を受益者負担としていない市はあるのか。

（事務局回答）

⑬　各市で人口や使用者層等が異なるため差異が生じている。
いずれの市においても原則通り受益者負担としていると推察する。

（委員質問）

⑭　第３回配布資料 16 頁の水量ランクの改定を行わないことについて、現行のランクが適切なため改定を行わない認識でよいか。

（事務局回答）

⑭　認識に相違ない。

【確認事項】

（１）【要点記録】（２）の委員質問②、③に付随して、委員より追加資料の要望あり。第４回審議会にて事務局より以下のとおり情報を提供する。

①　第２回配布資料 33 頁に掲載している収益的支出見込みの表を参考として、改定適用期間の汚水処理に要する支出の見込みを提示する。

②　第３回配布資料 17 頁、19 頁、21 頁に経費回収率を試算した根拠となる汚水処理に要する支出を明記する。

【決定事項】

（１）確認事項に記載した追加資料を揃えた上で次回も改定案の審議継続とする。

以上